

東郷町新型コロナウイルス感染症 予防対策事業費補助金

飲食店の感染症予防対策にかかる経費に補助金を交付します。
ぜひご活用ください。

1 補助対象者

①～④すべてに該当する飲食店の経営者

- ① 東郷町内に店舗があること。
- ② 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- ③ 愛知県の新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「安全・安心宣言施設」に登録し、「安全・安心宣言施設」PR ステッカー及びポスターを掲示していること。
- ④ 交付申請日及び交付決定日において倒産又は廃業していないこと。

2 補助対象経費

令和3年4月1日（木）から令和4年2月28日（月）

までに支出した下記補助対象品目の購入及び設置に要する費用

【補助対象品目】

- 飛沫感染防止フィルム、アクリル板、間仕切り（パーテーション等）
- 消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）
- 窓・網戸、換気扇、CO₂センサー等の換気に必要な設備等
（換気、空気清浄、ウイルス除去機能付きエアコンを含む）
- 空気清浄機（ウイルス除去機能が搭載されたものに限る）
- 非接触型検温計、検温システム
- キャッシュレス決済導入のための機器
- セルフオーダーシステム（アプリ含む）

3 補助額

■ 補助対象経費の 1/2

※ 町内事業者が生産若しくは販売した補助対象品目の購入に要した費用又は町内事業者が補助対象品目の設置に要した費用については、補助対象経費の 3/4

※ 補助対象品目の取り扱いがある町内事業者については、順次、町ホームページで紹介していく予定です。

■ 補助上限額 100,000 円

■ 申請は 1 店舗 1 回 限り

4 提出書類

■ 補助金交付申請書（請求書）（様式第1）

■ 振込先口座がわかる書類

■ 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

■ 「安全・安心宣言施設」の PR ステッカーとポスターの掲示状況がわかる写真

■ 提出書類等チェック表

5 申請受付期間

令和4年3月10日（木）まで（当日消印有効）

郵送又は直接申請先へ提出してください。

申請書類は町ホームページからダウンロードできます。

6 申請及び問い合わせ先

東郷町産業振興課（東郷町役場2階）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

住所：〒470-0198 東郷町大字春木字羽根穴1番地

TEL：0561-56-0741 FAX：0561-38-0066

Mail：tgo-sangyo@town.aichi-togo.lg.jp